

『相続があった場合の消費税実務』

お詫びと訂正

標題の書籍の記載内容に誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正をお願いいたします。

該当箇所	訂正内容	
117 頁 上から 2 行目	正	$800 \text{ 万円} \times 1 / 4 + 900 \text{ 万円} = 1,100 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円}$
	誤	$(800 \text{ 万円} \times 1 / 4 + 900 \text{ 万円}) + 1,500 \text{ 万円} = 2,600 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円}$
	※ 具体例 1 における X5 年の納税義務判定では、相続人（長男）の基準期間（X3 年）中の課税売上高が 1 千万円を超えますので、特例判定ではなく、原則判定で相続人（長男）は課税事業者となります。	
117 頁 下から 5 行目	正	……具体例 1 であれば、 $1,700 \text{ 万円} (800 \text{ 万円} + 900 \text{ 万円})$ により長男の納税義務を……
	誤	……具体例 1 であれば、 $3,200 \text{ 万円} (1,500 \text{ 円} + 800 \text{ 万円} + 900 \text{ 万円})$ により長男の納税義務を…
	※ 上記 117 頁上から 2 行目に伴う訂正です。	
150 頁 上から 2 行目	正	$800 \text{ 万円} \times 1 / 4 + 900 \text{ 万円} = 1,100 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円}$
	誤	$(800 \text{ 万円} \times 1 / 4 + 900 \text{ 万円}) + 1,500 \text{ 万円} = 2,600 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円}$
	※ X5 年の納税義務判定では、相続人（長男）の基準期間（X3 年）中の課税売上高が 1 千万円を超えますので、特例判定ではなく、原則判定で相続人（長男）は課税事業者となります。	